

令和7年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第1号）

令和7年12月4日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員長報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第60号 小野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第5まで同じ〕
- 日程第5 議案第61号 小野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第7 議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 小野町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第13 議案第69号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第71号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第72号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第73号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第19 議案の委員会付託
- 日程第20 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 古 崎 泰 介 君

2番 橋 本 善 雄 君

3番	國分順一君	4番	羽生洋市君
5番	會田百合子君	6番	緑川久子君
7番	先崎勝馬君	8番	竹川里志君
9番	宗像芳男君	10番	水野正廣君
11番	中野孝一君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	藤本達君
教育長	有賀仁一君	総務課長兼 デジタル 推進室長	先崎秀一君
企画政策課長兼 まちづくり 推進室長	折笠顕一君	町民生活課長	矢吹昌之君
健康福祉課長	佐藤金哉君	子育て支援課長	吉田隆君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	西牧英一君	地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢吹浩司君
教育課長	赤坂泰秀君	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	味原一君
代表監査委員	佐久間金治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司治子	書記	鈴木健之
書記	吉田浩太郎	書記	国分勝理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会12月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
3番 國分順一 議員
4番 羽生洋市 議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会12月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（竹川里志君） 去る11月26日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和7年小野町議会定例会12月会議の会議日程については、本日から12月10日まで7日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第68号及び議案第74号については起立採決とし、議案第60号から議案第67号まで及び議案第69号から議案第73号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第74号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第8号から陳情第9号まで及び陳情第11号から陳情第12号までについて

は厚生産業常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第10号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

なお、陳情第7号及び陳情第13号については、郵送による提出であるため、小野町議会運営基準第131条により審議は行わず、陳情書の写しを配付のみといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会12月会議の日程は、本日から12月10日までの7日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第68号及び議案第74号については起立採決とし、議案第60号から議案第67号まで及び議案第69号から議案第73号までについては簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第74号については、委員会付託は行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第8号から陳情第9号まで及び陳情第11号から陳情第12号までについては厚生産業常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第10号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

なお、陳情第7号及び陳情第13号については、郵送により提出であるため、小野町議会運営基準第131条により審議は行わず、陳情書の写しを配付のみといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日まで議長へ通告をお願いいたします。

定例会12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第60号～議案第61号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第60号 小野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてから
日程第5、議案第61号 小野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてまでの2議
案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第60号～議案第61号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和7年小野町議会定例会12月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何
かご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例新規制定案件2件、条例改正案件6件、令和7年度各会計補正
予算案件6件、人事案件1件の議案15件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、そ
の状況を申し上げさせていただきます。

初めに、先月23日に町制施行70周年記念式典を議員各位並びに多くのご来賓のご臨席を賜り、挙行すること
ができましたこと厚く御礼を申し上げます。午後開催の小泉武夫先生、野崎洋光先生による記念講演会につき
ましても、町内外から多くの方にご参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

また、小野町産米を使用した甘酒や産業6次化・発酵のまちづくり推進協議会味噌部会の皆様が仕込んだみ
そを式典の記念品として、また、記念講演会の来場特典として配布し、町で取り組んでいる産業6次化・発酵
のまちづくりを広くPRすることができました。引き続き、推進協議会の皆様と連携を図りながら各種事業を
推進してまいります。

次に、町制70周年記念事業、小野町フォトコンテストについてであります。町内外から121点の作品を応募
いただき、審査委員会の審査により13点の入賞作品が決定し、表彰式を記念式典同日に開催したところであ
ります。今後、これらの作品を活用し、町の観光PRや情報発信、魅力発信などに活用していく考えであります。

また、応募作品全点を展示した作品展を12月7日まで、ふるさと文化の館美術館で開催しているところであ
ります。

次に、JR磐越東線小野新町駅開業110周年記念イベントについてであります。先月の29日、30日の2日

間、福島県が主催であるふくしま鉄道博と同時に開催することができ、多くの方に来場いただいたところであります。来場された町民の皆様にはマイルール意識の醸成を、町外の方には鉄道利用の促進を図ることができたものと感じております。

次に、地域活性化起業人についてであります。地域住民への行政サービスの向上及び職員の働き方改革を推進するため、年内に2社と協定を締結し、1月から2名の方々が地域活性化起業人として当町に勤務いただくよう、現在調整しているところであります。

次に、高齢者のデジタル・デバインド対策事業についてであります。高齢者スマホ教室を参加者の利便性を考慮し、今年度は高齢者サロンを会場に実施しており、スマートフォンの基本的な操作方法や便利なアプリの使い方などを学んでいただいているところであります。

次に、感染症予防対策についてであります。全国的にインフルエンザなどの感染症が流行しているところであり、当町では、インフルエンザ予防接種費用を一部助成しているところであります。年末年始を迎えるに当たり、早めのワクチン接種に加え、場面に応じたマスクの着用や小まめな手洗いなど、感染状況などを把握しながら基本的な感染症対策を町民の皆様をお願いしていく考えであります。

次に、民生児童委員の一斉改選についてであります。令和7年12月1日付の一斉改選に伴い、新たに委員になられた方が9名、再任の方が25名、計34名の方が厚生労働大臣から委嘱されたところであります。委員の任期は、令和7年12月1日から3年間となっており、今年12月に多目的研修集会施設において、委嘱状伝達式を予定しております。

次に、小野町児童館キラッと☆おのの運営状況についてであります。令和7年4月より開館した児童館については、放課後児童クラブや一時預かりなどの事業を実施しているほか、一般来館者は11月27日時点で、子供1,911人、大人930人、合計2,841人となっているところであります。あわせて、子ども食堂については、毎月1回開催しているところであります。

次に、農作物の状況についてであります。水稻につきましては、福島県中通りの作況単収指数は、10月25日現在で103でありました。夏季の猛暑の影響による被害は少なかつたものの白未熟や胴割れ、干ばつによる若干の収量の低下が見られたところであります。米価につきましては、10月末現在のJAの概算金と比較すると、ひとめぼれの1等米で1俵当たり2万9,500円となり、昨年同時期より1,000円上昇となったところであります。

葉タバコにつきましては、夏季の猛暑の影響で水分不足となり、葉が薄くなったり、葉先が枯れたりするなどの被害があり、収穫量は下がる見込みとなっております。なお、収納につきましては、12月10日に予定されているところであります。

園芸作物のピーマンにつきましては、現在22名の方が2.3ヘクタール栽培している状況であります。夏季の猛暑の影響でJA福島さくら小野支店管内でも収量が減っており、販売額は9,300万円で、昨年度より減少しているところであります。

次に、空き家対策総合支援事業についてであります。空き家等の適正管理や利活用の促進を図るため、先月27日に空き家対策検討委員会を設置し、不動産、建築、法律等の専門的知識を有する委員の皆様からご意見をいただくほか、施策等への調査審議などをお願いする予定であります。

次に、小・中学校の教育活動についてであります。中学校において、福島県下中学校英語弁論大会の暗唱の部において見事1位に輝き、東北大会に出場するなど、部活動をはじめ、あらゆる活動の場で生徒が持つ力が発揮されていると感じております。

また、昨年度に引き続き、行政区長の皆様をご招待し、小・中学校授業参観を実施し、学校施設や児童・生徒が学習に取り組む様子等をご覧いただいたところであります。今後も、地域に開かれた学校を目指し、様々な方々に参観していただける機会を設けていきたいと考えております。

最後に、令和8年度当初予算編成につきましては、町総合計画の最重点プロジェクトを中心に、将来像「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」実現のため、施策を着実に前進させることを念頭に、事業の目的と目標を定め、費用対効果を十分考慮した上で、予算編成を行うよう職員に指示したところであります。

以上、本年度取り組んでいる事業の一端を述べさせていただきましたが、引き続き事務事業の成果や課題を逐次確認しながら、町民皆様の安全・安心の生活の確保に向け力を注いでまいります。

それでは、本定例会12月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第60号から議案第61号の条例新規制定の2案件につきましてご説明申し上げます。

議案第60号 小野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

初めに、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、令和8年度から全国の自治体で実施する予定となっておりますが、当町につきましては、10月1日より小野町児童館キラッと☆おのにて、試行的に事業を実施しているところであります。

本案は、国の定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に定める必要があることから、新たな条例を制定するものであります。

なお、条例で規定する基準の考え方につきましては、国の基準の各規定において、児童福祉法の基本理念に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的発展のために必要な保育の水準を確保するものであると規定されていることから、本条例については、従うべき基準、参酌すべき基準ともに、国の規定と同様の内容とするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第61号 小野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

初めに、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となるこども誰でも通園制度に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されたところであります。

本案は、本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、国の定める基準を基に、新たな条例を制定するものであります。

なお、条例で規定する基準の考え方につきましては、国が定める子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められることから、本条例については、議案第60号同様に従うべき基準、参酌すべき基準ともに、国の規定と同様の内容とするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第60号から議案第61号までの条例新規制定2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。議案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第60号～議案第61号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第60号 小野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第61号 小野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第61号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第62号～議案第67号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第67号 小野町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第62号～議案第67号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第62号から議案第67号までの条例の一部改正6案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
本案は、令和7年10月10日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を0.05月分引き上げる改正（1.725月から1.775月）を行うものであります。

なお、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日より適用するものであります。

次に、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、先ほど議案第62号でご説明しましたとおり、令和7年10月10日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給料月額において、初めに、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に変更し、民間給与との格差（2.97%）を埋めるため、若年層に重点を置いた改正を行うとともに、その他の職員についても引き上げるものであります。

期末手当と勤勉手当において、年間支給月額を0.05月引上げ（4.60月から4.65月）、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月分配分するものであります。

施行日については、給料は令和7年4月1日より、期末手当及び勤勉手当は令和7年12月1日より適用するものであります。

次に、議案第64号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、議案第62号と同様に、令和7年10月10日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を0.05月分引き上げる改正（1.725月から1.775月）を行うものであります。

なお、第1条の規定による改正後の町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日より適用するものであります。

次に、議案第65号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、小野町火葬場おの悠苑について、使用件数も増加傾向にあり、今後、更に人件費及び物件費の高騰も見込まれることから、受益者負担の原則に立ち、使用料を見直したく、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、改正後の火葬炉の使用料を小野町住民の場合、12歳以上を2万円、12歳未満を1万2,000円、死胎（母親の胎内で亡くなった子）及び肢体（両手と両足）を8,000円、小野町以外の住民の場合、12歳以上を8万円、12歳未満を4万8,000円、死胎（母親の胎内で亡くなった子）及び肢体（両手と両足）を3万2,000円とするほか、改正後の動物炉の使用料を小野町住民が飼養する動物の場合、5キロ以上を1万5,000円、5キロ未満を1万2,000円、小野町以外の住民が飼養する動物の場合、5キロ以上を3万5,000円、5キロ未満を2万8,000円とするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第66号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、消防団員の出勤報酬について、現在のところ、総務省消防庁で示す標準とする額となっていないことから、今回実施した消防団員のアンケートの結果を踏まえ、出勤報酬の見直しなどを行いたく、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、改正後は、団長が招集または指示し、町が承認した者に限り、時間を区分して支給することとし、火災、風水害、地震、行方不明者の捜索等に出動した場合、2時間未満2,000円、2時間以上4時間未満4,000円、4時間以上6時間未満6,000円、6時間以上8時間未満8,000円とし、式典、訓練、予防消防活動等に出動した場合、2時間未満1,000円、2時間以上4時間未満2,000円、4時間以上6時間未満3,000円、6時間以上8時間未満4,000円とするものであります。

また、庶務分団に支給していた庶務手当について、年額5,000円を分団員に支給するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第67号 小野町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和7年2月26日に発生した大船渡市の山林火災を受け、総務省消防庁が設置した消防防災対策のあり方に関する検討会において、林野火災注意報の創設や林野火災警報の適格な発令により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、郡山地方広域消防組合火災予防条例の改正に併せて、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、郡山地方広域消防組合火災予防条例の改正に併せて、林野火災注意報が発令された際の対応を加えるとともに、字句等の修正を行うものであり、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上、議案第62号から議案第67号までの条例の一部改正6案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第62号～議案第67号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第67号 小野町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第67号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第68号～議案第73号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第68号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第4号）から日程第17、議案第73号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第68号～議案第73号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第68号から議案第73号までの令和7年度各会計補正予算6案件についてご説明いたします。

初めに、議案第68号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に245万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億3,114万8,000円とする補正予算であります。

各種事務事業の確定に伴う調整を行うほか、第2表 継続費補正につきまして、総務費の総務管理費において、新庁舎整備事業に係る事業費について590万円を増額し、総額を1億3,090万円といたし、所要の措置を講じるものであります。

第3表 債務負担行為補正につきまして、新たに、地域活性化企業人制度（企業派遣型）による派遣に関する協定に基づく負担金を4,290万円、スクールバス運行业務を委託する経費を3億6,842万9,000円を追加したく、所要の措置を講じるものであります。

第4表 地方債補正につきまして、事業費の増加に伴い、過疎対策事業債の発行限度額を180万円増額し、3億2,560万円に、緊急防災・減災事業債の発行限度額を460万円増額し、4,160万円とするほか、借り入れる際の利率を2.0%以内から5.0%以内に補正するものであります。

次に、議案第69号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に452万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,036万3,000円とする補正予算であります。

次に、議案第70号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,277万5,000円とする補正予算であります。

次に、議案第71号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に419万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,868万4,000円とする補正

予算であります。

次に、議案第72号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入について、営業外収益を68万8,000円増額し、支出について、営業費用を73万2,000円増額するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入について、工事負担金や他会計補助金など総額で581万3,000円増額し、支出について、建設改良費を494万8,000円増額するものであります。

また、第5条、企業債の補正において、下水道事業債を180万円増額し、760万円とするほか、借り入れる際の利率を2.0%以内から5.0%以内に補正するものであります。

次に、議案第73号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入について、営業外収益を51万4,000円増額し、支出について、営業費用を同額、補正するものであります。

また、第3条、企業債の補正において、上水道事業（石綿セメント管更新事業）につきまして、借り入れる際の利率を2.0%以内から5.0%以内に補正するものであります。

以上、議案第68号から議案第73号までの令和7年度各会計補正予算6案件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第68号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第68号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第68号について質疑を終わります。

◎議案第69号～議案第73号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第69号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第73号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第73号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第74号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第74号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

本案は、本年12月17日で任期満了となります現委員の小野町大字浮金字杉内173番地、村上政洋氏を、再度、小野町固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年12月18日より令和10年12月17日までの3年間の任期となるものであります。

以上、議案第74号の人事案件1件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第74号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第74号について質疑を終わります。

◎議案第74号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第74号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第20、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第8号から陳情第12号までの5件の陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付

託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時48分